

APFファンド経営者による不当提訴を厳しく糾弾し、 学問の自由・研究成果発表の自由を守りぬこう

野中郁江明治大学教授の論文「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件」（『経済』2011年6月号）、ならびに東京都労働委員会係争事案における鑑定意見書「アジア・パートナーシップ・ファンド（APF）がもたらした昭和ゴムの経営困難について」に対して、APF・昭和HD経営者である此下益司氏ら3名は、2012年7月18日に、原告らの名誉を毀損したとして、総額5500万円の損害賠償請求と謝罪広告を求める不当な提訴を行った。

野中郁江教授の論文は事実を基礎にした学問的検証に基づき、APF・昭和HD経営者の行為には架空増資および不正融資の疑いがあると指摘し、企業経済の正常な発展を阻害しかねないこうした行為を規制すべき金融庁・証券取引監視委員会の監督責任の問題を提起した学術論文である。このような学術論文に対して高額な損害賠償請求を求める不当提訴が容認されるならば、学問研究に携わる研究者が自由に自分の意見を公表できなくなるという、ゆゆしき事態をまねくことになる。

近年、企業の不正を暴いたジャーナリストや弁護士に対しブラック企業が巨額な賠償請求訴訟をおこすことにより、批判を封じ込めようとするスラップ訴訟（SLAPP訴訟：Strategic Lawsuits Against Public Participation、市民の関与を排除するための訴訟戦術）が、米国などで大きな社会問題になっている。本件の訴訟は、日本におけるスラップ訴訟の典型といえるものであり、絶対にこれを許してはならない。

日本科学者会議は、科学を人類に役立て正しく発展させるために、科学の発展を妨害するものとの闘いを重視してきた。日本科学者会議第44回定期大会は、APF・昭和HD経営者らによる野中郁江教授に対する不当な提訴を糾弾し、すべての研究者、科学者に学問の自由・研究成果発表の自由を守るための連帯を呼びかける。

2013年5月26日

日本科学者会議第44回定期大会